

重要事項説明書（指定訪問看護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことは遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第76号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業所の概要

- 1) 事業所名 医療法人横浜博萌会
訪問看護ステーション にしよこはま
- 2) 所在地 〒245-8560
横浜市戸塚区汲沢町56番地
電話 045-865-2521
ファックス 045-865-2576
- 3) 代表者 理事長 三瓶 建二
管理者 目黒 会津子
- 4) 事業者指定番号 1461090000
- 5) 設立年月日 1994年7月1日
- 6) サービス提供地域 (横浜市) 戸塚区 泉区 栄区

2. 法人の概要

- 1) 名称 医療法人 横浜博萌会
- 2) 代表者 理事長 三瓶 建二
- 3) 所在地 横浜市戸塚区汲沢町56番地
電話 045-871-8855
- 4) 法人設立年月 昭和63年9月 現在地に「西横浜国際総合病院」開設
- 5) 法人の在宅医療・介護サービス一覧

在宅医療センター	居宅療養管理指導(訪問診療)
	訪問リハビリテーション
	通所リハビリテーション
ケアプランセンターにしよこはま	ケアマネジメント
ケア・フレンズ横浜	送迎サービス、福祉用具、訪問介護

3. 事業の目的及び運営方針

事業の内容	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
事業の目的	病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた利用者に対して、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する。
運営方針	1 利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した生活が行えるよう療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図る。 2 利用者が所在する市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター保健医療サービス及び福祉サービスと連携に努める。

	3 利用者の意思及び人格を尊重し、医療者の立場に立ったサービス提供に努める。
--	--

4. 営業日および営業時間

営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝	営業時間
	○	○	○	○	○	休	休	休	
									午前 8 : 30 から 午後 5 : 00

土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は、原則として訪問はお休みですが、電話での連絡や緊急の訪問は必要に応じて対応いたします。

（緊急時訪問看護加算が必要です。）

5. 事業所の職員体制

職 員 数		職務内容
管理者	常勤 1名	1 法令等の規定を遵守し、適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行う。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。
訪問看護師	保健師 常勤 1名 短時間常勤 1名 看護師 常勤 4名以上 短時間常勤 3名	1 主治医の指示書に基づき、利用者の心身の状態や日常生活状況、希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、利用者、家族に説明をする。また、変化に応じて計画の変更をする。 2 看護計画に基づき看護サービスの提供をすると共に、利用者・家族に説明、指導をする。また、提供したサービス等について、記録すると共に、訪問看護報告書を作成する。 3 サービス担当者会議等に出席するなど、他の事業所、職種と連携を図る。 4 看護技術、知識の向上のための研修に参加する。
理学療法士	常勤 1名	1 主治医の指示書に基づき、利用者の日常生活状況等を踏まえて、リハビリテーションサービスの計画を作成し、説明を行う。 2 リハビリテーションサービスの提供を行うと共に、利用者、家族に指導、他の職種への指導や連携を行う。 3 リハビリテーション技術、知識向上のための研修に参加する。
作業療法士	非常勤 1名	
事務	常勤 1名 短時間常勤 1名	1 訪問看護料金等の請求等とその周辺業務を行う。 2 電話連絡等の窓口業務を行う

6. サービスの内容

1) 「訪問看護」（又は「介護予防訪問看護」）は、利用者の居宅において、看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は、必要な診療の補助を行うサービスです。

(1) 健康状態の観察

血圧・体温・脈拍・呼吸などの測定や観察、健康相談など

- (2) 日常生活の看護
入浴・清拭・先発・手足浴・口腔衛生などの援助と介助方法の相談
食事の援助と介助方法や栄養相談 排泄援助と介助方法の相談
- (3) リハビリテーション
関節可動域練習・痛みのケア・マッサージ・ストレッチ・筋力トレーニング
基本動作練習・歩行練習・移乗練習・呼吸リハビリ
- (4) 介護や福祉サービス利用の相談
ホームヘルパー・デイサービス・入浴サービスなどの相談、介護用品の紹介や
相談、そのた在宅介護に関することの相談など
- (5) かかりつけ医の指示による医療処置

- 2) 訪問看護サービスは、かかりつけ医の指示を受けて実施されます。
利用者には月1回以上の通院または訪問診療を受けていただき、医師からの『訪問看護指示書』（1～6ヶ月ごと）が必要です。（受診時、訪問看護指示料がかかります。）
- 3) 事業者は、居宅介護支援事業者（又は地域包括支援センター）から毎月提出される、居宅サービス計画（又は介護予防サービス支援計画）に沿って訪問看護サービスを提供します。
- 4) サービスにあたっては、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

7. サービス提供責任者 / ご相談窓口 ・ 苦情対応 ・ 虐待防止

- 1) サービス提供責任者は、次の通りです。サービスについてご相談や苦情がある場合には、お申し出ください。

訪問看護ステーション にしよこはま 目黒 会津子	電話番号 F A X 対応時間	0 4 5 - 8 6 5 - 2 5 2 1 0 4 5 - 8 6 5 - 2 5 7 6 営業日・営業時間内
--------------------------------	-----------------------	---

○ 次の機関においても、お問合せ・苦情申し立て等ができます。

戸塚福祉保健センター 高齢・障害支援課	電話番号 F A X 対応時間	0 4 5 - 8 6 6 - 8 4 5 2 0 4 5 - 8 6 5 - 3 9 6 3 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
泉 福祉保健センター 高齢支援課	電話番号 F A X 対応時間	0 4 5 - 8 0 0 - 2 4 3 6 0 4 5 - 8 0 0 - 2 5 1 3 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
栄 福祉保健センター 高齢支援課	電和番号 F A X 対応時間	0 4 5 - 8 9 4 - 8 5 4 7 0 4 5 - 8 9 3 - 3 0 8 3 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
神奈川県医療安全 相談センター	電話番号 対応時間	0 4 5 - 2 1 0 - 4 8 9 5 1 0 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
横浜市医療安全相談窓口	電話番号 対応時間	0 4 5 - 6 7 1 - 3 5 0 0 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
横浜市高齢健康福祉部 介護事業福祉課	電話番号 対応時間	0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 5 6 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5

神奈川県国民健康保険団体連合会 (サービス内容に関する相談・苦情)	電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15
地域包括支援センター	お住まいの地域で専門員が対応する総合相談窓口

2) サービスを行う主な担当者は、次のとおりです。

氏名：_____

8. 緊急時の対応について

サービスの提供中に、利用者の病状急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

9. 事故発生時の対応について

事業者は、サービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待防止

事業者は、ご利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

11. 秘密保持と個人情報保護

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び関連諸法令等に基づき、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

12. 臨床実習の協力をお願い

事業者は、医療に関する学生の臨床実習を受けております。学生が利用者に直接かわることもあり、その際には事前に担当者から協力についての説明を致します。協力の同意は、利用者の自由意志によるものであり拒否をすることもできます。

13. 衛生管理

職員は清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うと共に、同法人の感染対策委員会に属し、適切な感染対策を行います。

14. 災害・感染症蔓延時の対応

事業者は、災害、感染症の発生時に、サービス提供を継続的に実施するための「災害発生時・流行感染症発生時における業務継続計画」を策定し訓練を行います。災害、感染症蔓延の状況で、サービス提供が困難になる場合があります。日頃からの利用者の自助対策が必要となります。

15. 職員研修

事業者は、事業の適正運営を行うために、職員研修を計画的に行います。また、職員は、研修に参加し、能力向上に努めます。

16. キャンセル

利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先	045-865-2521	(直通)
-----	--------------	------

17. サービスご利用に際してのお願い

- 1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取扱いはいたしません。
- 2) 看護師等に対するお茶やお菓子等のもてなしや贈り物、お心付けは一切不要です。
- 3) 交通事情など、やむを得ない状況により約束の時間を前後することがあります。
30分以上遅れる場合はご連絡させていただきますが、ご理解下さい。
- 4) 「KCS 介護利用料口座振替サービス」による、口座からの引落しでの支払いをお願いしております。
- 5) 感染予防のため、手洗いを励行しております。訪問時洗面所をお借りいたしますので、ご協力下さい。
- 6) 見守りカメラ等により、職員の写真を撮影する際は個人情報保護に準じて、事前に職員本人の同意を受けて下さい。また、その写真等は外部に漏洩しない事を遵守して下さい。万が一漏洩があった場合は、必ず申し出ることをお願いします。
- 7) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービスの中止や契約を解約する場合があります。
- 8) 職員が訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- 9) 犬などのペットはケージに入れるか、リードをつなぐなどの配慮をお願いします。
- 10) ご利用者、同居のご家族等が発熱や風邪症状がある場合は、事前に事業所にご連絡下さい。

18. サービスご利用にあたる禁止事項

- 1) 職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- 3) サービス利用中の職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

19. 利用者負担

利用者の自己負担金は、介護保険等の法定利用料に基づく金額をいただきます。

費用の1割～3割が自己負担金です。介護保険改定時は変更になります。詳細は、別紙1に示していますのでご参照ください。

サービス契約にあたり、訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書について説明しました。

20 年 月 日

(事業者) 横浜市戸塚区汲沢町56番地

医療法人 横浜博萌会
訪問看護ステーション にしよこはま

管 理 者 目黒 会津子 (印)

説 明 者 (印)

上記のとおり、重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書について説明を受けました。

その上で、訪問看護サービスの契約を締結します。

20 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

生年月日 _____

(代理人)

私は、本人に代わり上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

続 柄 _____

E-mail _____

以上の通り契約したので、本書2通を作成し、各1通ずつ保有することとします。